

# 令和元年度 朝日町立大谷小学校いじめ防止基本方針の概要

## I いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

## II いじめ防止等のための組織と取り組み

### いじめ防止対策推進委員会

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施

## III いじめ防止等対策の基本的な方針

### 1 いじめ未然防止のための取り組み

- 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。
- 児童会を中心として、児童自らがいじめの問題について主体的に考え、議論する活動やいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- 学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

### 2 早期発見の在り方

- 定期的なアンケート調査や日常の観察等により、見えにくいいじめを察知する。
- 相談窓口を設定し、保護者等へ周知する。

### 3 いじめに対する措置

- 「子どもがいじめられた」というのであれば、「いじめである」と捉える。そして、子どもの訴えにある事実に沿って支援や指導を行う。
- 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。
- 事実確認の結果は、学校の設置者に報告するとともに、必要に応じて被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

### 4 重大事態への対処

- 重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### 5 教育相談体制・生徒指導体制

- 教育相談・生徒指導に係る計画を立て、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

### 6 校内研修

- いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修を行い教職員の共通認識を図る。

### 7 学校評価

- 学校におけるいじめ防止等のための取り組み状況を評価項目に位置付け、結果等について知らせ、家庭や地域との緊密な連携協力を図り、客観的に振り返り改善を図っていく